

(参考資料 1)

特定調達品目の分野及び品目一覧 【22 分野 288 品目】

紙類	・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー
文具類	・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー ・消しゴム ・ステープラー（汎用型） ・ステープラー（汎用型以外） ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体） ・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター ・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース） ・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動） ・OAクリーナー（ウェットタイプ） ・OAクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・OAフィルター（枠あり） ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・OHPフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形）（補充用を含む。） ・のり（テープ） ・ファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。） ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒（紙製） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーサー ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド
オフィス家具等	・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイスタンド
画像機器等	・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ
電子計算機等	・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア
オフィス機器等	・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小形充電式電池
移動電話等	・携帯電話 ・PHS ・スマートフォン
家電製品	・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ
エアコンディショナー等	・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ
温水器等	・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水器 ・石油温水器 ・ガス調理機器
照明	・LED 照明器具 ・LED を光源とした内照式表示灯 ・電球形 LED ランプ
自動車等	・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・2サイクルエンジン油
消火器	・消火器
制服・作業服等	・制服 ・作業服 ・帽子 ・靴
インテリア・寝装寝具	・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド

	・タイルカーペット ・ニードルパンチカーペット ・タフテッドカーペット ・織じゅうたん ・毛布 ・ふとん ・ベッドフレーム ・マットレス
作業手袋	・作業手袋
その他繊維製品	・集会用テント ・ブルーシート ・防球ネット ・旗 ・のぼり ・幕 ・モップ
設備	・太陽光発電システム（公共・産業用） ・太陽熱利用システム（公共・産業用） ・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ゴミ処理機 ・節水器具 ・給水栓 ・日射調整フィルム ・低放射フィルム ・テレワーク用ライセンス ・Web 会議システム
災害備蓄用品	・災害備蓄用飲料水 ・アルファ化米 ・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等 ・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 ・備蓄用作業服 ・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源 *毛布 *作業手袋 *テント *ブルーシート *一次電池 （*は他の分野と同品目）
公共工事	【資材】 ・建設汚泥から再生した処理土 ・土工用水砕スラグ ・銅スラグを用いたケーソン中詰め材 ・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 ・地盤改良用製鋼スラグ ・高炉スラグ骨材 ・フェロニッケルスラグ骨材 ・銅スラグ骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生加熱アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 ・中温化アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入路盤材 ・再生骨材等 ・間伐材 ・高炉セメント ・フライアッシュセメント ・エコセメント ・透水性コンクリート ・鉄鋼スラグブロック ・フライアッシュを用いた吹付けコンクリート ・下塗用塗料（重防食） ・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 ・高日射反射率塗料 ・高日射反射率防水 ・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） ・再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） ・バークたい肥 ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） ・LED 道路照明 ・再生プラスチック製中央分離帯ブロック ・セラミックタイル ・断熱サッシ・ドア ・製材 ・集成材 ・合板 ・単板積層材 ・直交集成板 ・フローリング ・パーティクルボード ・繊維板 ・木質系セメント板 ・木材・プラスチック再生複合材製品 ・ビニル系床材 ・断熱材 ・照明制御システム ・変圧器 ・吸収冷温水機 ・氷蓄熱式空調機器 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・送風機 ・ポンプ ・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 ・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ・大便器 ・再生材料を使用した型枠 ・合板型枠 【建設機械】 ・排出ガス対策型建設機械 ・低騒音型建設機械 【工法】 ・低品質土有効利用工法 ・建設汚泥再生処理工法 ・コンクリート塊再生処理工法 ・路上表層再生工法 ・路上再生路盤工法 ・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 ・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 【目的物】 ・排水性舗装 ・透水性舗装 ・屋上緑化
役務	・省エネルギー診断 ・印刷 ・食堂 ・自動車専用タイヤ更生 ・自動車整備 ・庁舎管理 ・植栽管理 ・加煙試験 ・清掃 ・タイルカーペット洗浄 ・機密文書処理 ・害虫防除 ・輸配送 ・旅客輸送（自動車） ・庁舎等において営業を行う小売業務 ・クリーニング ・飲料自動販売機設置 ・引越輸送 ・会議運営 ・印刷機能等提供業務
ごみ袋等	・プラスチック製ごみ袋

(参考資料 2)

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（抜粋）

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 特定調達品目の基本的事項

特定調達品目は、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類であり、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込める場合に設定するものである。また、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等についても、特定調達品目への位置づけを検討することが必要である。

イ. 判断の基準等の基本的事項

特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるものである。

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、より高い環境性能を示すものとして「基準値 1」、最低限満たすべきものとして「基準値 2」の 2 段階の判断の基準を設定するものとする。

また、全ての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものであり、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。2 段階の判断の基準が設定されている品目については、脱炭素社会等の実現を目指す観点からも、「基準値 1」及び「基準値 2」それぞれの調達目標を調達方針に位置づけた上で「基準値 1」による調達を積極的に推進するものとする。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調

達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであることから、環境負荷の低減に直接的又は間接的に関連しない品質、機能、価格等の調達される物品等に期待される事項については規定しないものとする。

ウ．特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実、調達実績等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。2段階の判断の基準の見直しに当たっては、「基準値1」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値2」の水準の引き上げを図るものとする。また、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等については「基準値1」への位置づけを検討するものとする。

さらに、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ．特定調達物品等の調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとに定められたそれぞれの目標の立て方に従って、毎年度、特定調達物品等に係る調達目標を設定するものとする。2段階の判断の基準が設定されている品目の調達目標の設定に当たっては、「基準値1」及び「基準値2」それぞれについて定量的な調達目標を設定するものとし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」により調達するものとする。

オ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点

からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

特定調達品目検討に当たっての基本的考え方

1. 「基本方針」に定める基本的考え方

(1) 検討に当たっての主要な観点及び対象品目の考え方

特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、「基本方針」に定める基本的考え方に基づき実施する。検討に当たっての主要な観点は、以下のとおりとする。

- ① 物品等の品質等の一般的事項を満足していること
 - ・ 品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される一般的事項を満足していること
 - ・ 環境負荷低減効果に対してコストが著しく高くない、又は、普及による低減が見込まれること
- ② 環境負荷低減効果が確認できること
 - ・ 客観的に環境負荷低減効果が確認できること（環境負荷低減効果の評価方法について科学的知見が十分に整っていること）
 - ・ 数値等の明確性が確保できる判断の基準の設定が可能であること

特定調達品目は、国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、また、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としているため、以下に該当する場合は、原則として検討の対象から除外されることとなる。ただし、環境性能に優れた環境物品等であって、国等が率先してこれらの物品等を調達する必要がある場合には、特定調達品目に追加すべきか検討するものとする。

- ・ 国及び独立行政法人等による調達がない、又は、極めて少ないもの
- ・ 特定の機関のみで多くの調達があるようなもの
- ✓ 当該機関の調達方針において対象品目とすることを検討。なお、環境省は、各機関からの要請に応じて当該品目の選択に寄与する環境性能の考え方等を提供すること
- ・ 判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの

(2) より高い環境性能に基づく基準の設定に関する考え方

特定調達品目については、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、

判断の基準に設定される数値等について、より高い環境性能を示すものとして「基準値 1」、最低限満たすべきものとして「基準値 2」の 2 段階の判断の基準を設定するものとされている。

「基準値 1」の設定に当たっての主要な考え方は以下のとおりであり、これを基本としつつ、特定調達品目ごとの特性を勘案し、柔軟かつ適切に設定するものとする。なお、2 段階の判断の基準の見直しに当たっては、市場への波及効果及び技術開発の進展等を考慮し、「基準値 1」が常に市場を牽引できる基準とするとともに、併せて「基準値 2」の水準の引き上げを図るよう検討するものとする。

また、物品から役務への転換は、調達総量の抑制、環境物品等の供給促進や提供者の環境配慮への取組の進展等が期待されることから、役務による調達を「基準値 1」に位置づけることを含め、検討するものとする。

① 現行の判断の基準の強化（数値的強化等）

- ・他の制度や環境ラベル等におけるより高い基準を準用すること
- ・重視すべきライフサイクル段階・環境負荷項目の基準を強化すること（環境性能の高い物質等への代替・転換を含む）。ただし、数値の強化に当たっては物理的・環境的な限界等への留意が必要

② 新たな評価軸の追加

- ・新たな評価軸（ライフサイクル段階、環境負荷項目）を追加すること
- ・現行の配慮事項を判断の基準へ格上げすること

③ 自己適合宣言の強化又は第三者等の認証・確認

- ・適切かつ徹底的な情報開示による自己適合宣言を行うこと
- ・基準への適合について第三者等が実施する認証制度等により確認されていること

④ 他の環境施策との連携強化による相乗効果の発揮

- ・脱炭素社会（ネット・ゼロ、GX 推進）、循環型社会（循環経済）、自然共生型社会（ネイチャーポジティブ）等の実現に寄与する施策等について、トレードオフに留意しつつ連携を行うこと
- ・物品等のカーボンフットプリントの算定・開示やカーボン・オフセットの認定等を行うこと

2. 公共工事における品目検討の考え方

特定調達品目のうち、公共工事に係る品目については、「基本方針」にも示すとおり、目的と

なる工作物が、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要があるなどの特徴を有している。

特定調達品目の検討に当たっては、環境負荷低減効果があり、かつ、国等が調達を推進することにより環境物品等の普及が図られるものを特定調達品目として定めることとし、特に以下の観点から検討を実施する。

- ① 環境負荷低減効果が客観的に認められるもの
- ② 普及の促進が見込まれるもの
- ③ 品質確保（安全性、耐久性等）が確実なもの
- ④ コストが適正と判断されるもの

なお、具体的な検討に当たっては、「グリーン購入法の公共工事の技術的評価基準」により行う。

3. その他の留意点

上記 1 及び 2 に示されているもの以外に、法令上や運用上の点から、原則として、以下のよう
な事項についても留意しつつ検討を行う必要がある。ただし、環境性能に優れた環境物品等であ
って、国等が率先してこれらの物品等を調達することが重要と判断される場合は、必ずしも以下の
留意点によらず、必要に応じ、2 段階の判断の基準の設定を行う等、その調達の推進を図るための
検討を行うものとする。

また、検討に当たっては、国等にとどまらず、地方公共団体や民間等への波及効果等について
も留意し、必要に応じ、その選択に寄与する環境性能の考え方等を提供するものとする。なお、
学校などの教育機関や公共施設等の幅広く一般に利用される組織・施設においては、特に、環境
価値がわかり易く理解されるように環境表示・コミュニケーションに係る検討を行った上で提供
するものとする。

- ① 会計法や WTO 協定に整合的であること
 - ・ 入札参加資格の要件を不必要に制限しないこと

- ・ 多数の者が製造・販売を行っていること（競争性の確保）
- ・ WTO で未だ議論中であるような事項へ配慮（PPM 等）
- ② 特定の特許等に限定するような基準の設定は行わないこと
- ③ 全国的な供給が見込まれるものであること
 - ・ 全国的な調達に対し、判断の基準を満たした物品等の供給が見込まれるものであること
- ④ 環境負荷低減効果について適切な比較対象があること
 - ・ 環境負荷低減効果があるということは相対的に比較の対象が必要である
 - ・ 不適当な比較の例：「畳は藁でできているから環境に良い」「金属製の製品はリサイクルされるから環境に良い」など

4. 素材等の評価について

製品の素材は、求められる機能・性能を考慮して選択されていることがほとんどであり、一般に素材の異なる製品間の比較を行うことは適当ではない場合が多い。

同じ機能・性能を有すると判断され¹、かつ、素材の異なる製品間の比較においては、LCA による評価が有効であると考えられる場合が多い（LCA は環境影響項目間のトレードオフ関係を把握し、ライフサイクル全般を通じての環境影響改善効果をチェックする方法として有効である。）。ただし、LCA による評価結果は、データの収集方法やシステム境界などの前提条件の設定に依存することもあり、データの正確さや LCA 実施の前提条件を十分に把握した上で利用することが必要となる²。

また、特定調達品目及びその判断の基準の検討においては、特定の製造事業者の特定の製品を評価するものではなく、原則として、対象となる製品群を総体として扱う必要があるため、その活用には注意が必要である。

なお、単に生産工程・製造工程の違いにより、製品の特性に関連しないものの比較を行うものも多いため、このようなものに対する基準の設定においては、WTO における議論の状況等も念頭に対応する必要がある。

¹ 「同じ機能・性能を有すると判断される」とは、調達者が機能・性能が同一のものとして調達すると一般的に考えることができるもの（例：化石由来プラスチックとバイオマスプラスチック）。

一方、調達者が異なるものとして調達すると一般的に考えられるもの（例：樹脂製／陶器のポット。コンクリート、鉄骨、木材の素材比較）については、比較検討が不適切又は不可能である

² 現実的には収集できるインベントリデータには限界があり、必ずしも多くのものが容易に比較できるわけではないことに留意が必要